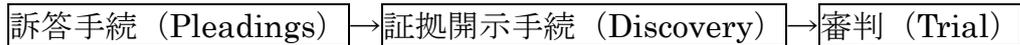




米国の訴訟の流れは3つのステージに大別されます。



このうち審判は、一般に以下の手順で行われます。

1. 冒頭陳述
2. 原告側弁論
3. 被告側弁論
4. 原告側弁駁
5. 最終弁論

特許侵害訴訟においても、当事者の一方が請求することで陪審裁判 (Jury trial) となります。陪審裁判では、陪審員が事実問題を判断し、裁判官が法律問題を判断します。

さて、研修では模擬審判を行いました。模擬審判では参加者のうち数名が陪審員の役割を演じました。争点は被告の行為が教唆侵害 (induced infringement) に該当するか否かです。写真のように、弁護士は裁判官ではなく陪審員に向かって弁論を行います。最終弁論の後、陪審員の協議により事実問題の認定が行われます。すなわち、被告の行為が教唆侵害に該当するか否かを陪審員が判断するのです。一般に、陪審員は特許制度や技術に詳しくない人たちです。そのため、陪審裁判では、難しい制度や技術をいかに分かりやすく陪審員に説明できるかが重要になります。



(文責：山内 伸)

>>>

## 2. 平成26年改正法の解説 その1～新異議申立て制度～

>>>

1. 異議申立制度は平成15年に廃止されましたが、平成26年改正法で再び復活することになります。

2. 現行法では、権利設定後に特許の有効性を争う手段は無効審判のみです。

特徴は右の表のとおりです



<いつでも請求可能> ・誰でも請求可能 ・口頭又は書面での審理
---------------------------------------

上記のように、この無効審判は口頭審理が原則なので、当事者の負担が大きいものでした。

3. そこで改正法では、もっと簡便に特許の有効性を争える手段として異議申立制度を再び取り入れました。

【特許異議の申立て制度の概要】

<特許から6カ月間のみ>

- ・誰でも申立て可能
- ・書面審理のみ

新しい異議申立て制度の特徴は以下のとおりです。

☆期間は6カ月

特許掲載公報の発行の日から6カ月以内です。

☆全件書面審理

全件が書面審理となるので、異議申立人にとってより利用しやすい制度となります。

次回以降では、審理手続や情報提供を含めた実践的使い方を紹介する予定です。

(文責：山内 康伸)